

公益財団法人岐阜市国際交流協会

令和 7 年度 事業計画書

<事業実施方針>

当協会は、岐阜市の産業、経済、教育、文化等幅広い分野での国際交流活動の促進を図り、国際化に対応したまちづくりと国際親善に寄与することを目的に、平成 3 年 4 月に財団法人岐阜市国際交流基金として設立された。平成 24 年 4 月には、公益財団法人へ移行し、「公益財団法人岐阜市国際交流協会」となった。平成 27 年 7 月からは「みんなの森 ぎふメディアコスモス」を拠点として活動し、国際交流・多文化共生推進事業を実施してきた。

令和 7 年度は、「岐阜市多文化共生推進基本計画 ―たぶんかマスタープラン 2025～2029―」に基づき、外国人市民が生活に必要な情報が得られる環境を整備するとともに、外国人就業者を多文化共生推進イベントに招き、日本人市民と交流できる場所を創出する。

また、外国にルーツを持つ児童等への日本語指導にも対応するとともに、引き続き日本語学習を支援するボランティアの育成に注力する。

今後も外国人市民が安心して暮らすことができるよう、昨年度に引き続き「外国人市民向けの相談窓口」及び「外国人のための日本語講座」等の充実に努めるとともに、日本人市民と外国人市民との国際交流・多文化共生推進事業を行うほか、災害時には岐阜市と連携し岐阜市災害時多言語支援センターを設置し支援していく。

<事業計画>

1 情報提供・広報啓発事業（491 千円）

国際交流及び多文化共生推進の取り組みを広く市民に紹介するため、当協会及び岐阜市をはじめ国、県、他市町村等が作成した各種の多言語資料のほか、国際交流イベント、ボランティア活動、多文化共生推進事業や岐阜市の友好姉妹都市など国際交流に関する様々な情報を提供する。

- ・「インターナショナルインフォメーションスタンド」の運営（13 千円）
- ・ホームページによる国際交流・多文化共生推進イベント等の情報発信（0 円）
- ・「国際交流ニュース G I F U」の発行（478 千円）

2 国際交流推進事業（1,400 千円）

岐阜市の友好姉妹都市等から来岐する訪問団の受入れ及び各種交流事業の実施などにより草の根交流の推進を図る。また、外国文化の理解促進を目的として、各国・地域の文化や言語を紹介するイベント等を実施する。

(1) 友好姉妹都市等訪問団受入事業

- ・友好姉妹都市等交流推進事業（961千円） 受託事業

【内容】岐阜市が実施する国際交流月間等において、民間交流をはじめとした友好姉妹都市等との交流について広く市民に周知する事業を実施する。

また、岐阜市の友好姉妹都市等の民間訪問団を受入れ、市民との交流を図るなど国際交流の推進を目的とした事業を実施する。

- ・中国（杭州）国際少年児童マンガコンクール作品募集及び展示（128千円）

【内容】子どもたちから、友好都市である中国・杭州市との文化交流を目的に作品を募集し、中国（杭州）国際少年児童マンガコンクールに出展する。また、受賞した作品の展示及び授賞式を行う。

(2) 国際理解事業

- ・ハローギフ・ハローワールドへの参加（12千円）

【内容】県内の国際交流団体等が一堂に会し、各国・地域の文化紹介や情報提供を行うイベントに、岐阜県国際交流団体協議会の一員として参加する。

（主催：岐阜県国際交流団体協議会）

- ・外国文化理解講座（140千円）

【内容】外国文化の理解促進を目的として、外国人市民などを講師に、各国・地域の文化や言語を紹介する講座やイベント等を実施する。

- ・国際理解出前講座（10千円）

【内容】市民の異文化理解を深め、国際交流の促進を図るため、外国人スタッフ等が小中学校等に出向き、各国・地域の文化を紹介する。

- ・国際理解啓発事業（99千円）

【内容】各国・地域の文化や習慣等の異文化を学ぶ機会を提供するため、国際理解に関する事業を実施する。

(3) 国際交流事業

- ・岐阜スロバキア友好協会連携事業（50千円）

【内容】当協会が事務局を担う岐阜スロバキア友好協会と連携して、スロバキア共和国との交流等について周知するなど、国際交流に関する事業を実施する。

3 多文化共生推進事業（8,525千円）

外国人市民の自立と社会参画の推進を目的として、「みんなの森 ぎふメディアコスモス」の多文化交流プラザを拠点に、多言語による相談窓口の設置や日本人市民と外国人市民の交流を促進する事業を実施する。また、国際交流及び多文化共生の推進に携わるボランティア人材の育成やコミュニティとの連携に資する事業を実施する。

（1）外国人支援事業

- ・外国人のための日本語講座（2,204千円）※岐阜市補助事業

【内容】外国人市民が日本で自立した生活を送るための一助とするとともに、日本語の語学力向上のため、日本語講師による講座を実施する。

- ・外国人市民向け相談窓口及び資料発行事業（2,317千円）受託事業

【内容】外国人市民が安心して暮らすことができる生活支援を目的として、英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語及びネパール語に対応する相談窓口を多文化交流プラザに設置し、関係機関と連携して、相談に対応する。

また、岐阜市国際課と連携し、岐阜市役所の窓口等での通訳を行うほか、行政文書等（岐阜市の「外国人向け生活情報ホームページ」の更新内容を含む）の翻訳を行う。

加えて、外国人市民向けの資料を多言語で作成し、情報発信を行う。

- ・外国人市民への効果的な情報発信事業（98千円）受託事業

【内容】外国人市民が本市で生活する上で必要な情報を届ける手段として、外国人の使用頻度が高いアプリなどを使用し、外国人コミュニティ関係者や外国人市民への効果的な情報発信を行う。

- ・外国人のための防災事業（92千円）受託事業

【内容】外国人市民の防災意識の啓発及び防災知識の習得を目的としたイベントを実施する。

また、岐阜市都市防災部と連携し、イベント等において、「岐阜市災害時多言語支援センター」の周知を行う。

- ・多世代“学び”交流事業（302千円）受託事業

【内容】外国にルーツを持つ児童の学習支援を目的として、シニア人材、日本語の教え方講座の受講者等の多様な人材を活用し、交流を通して学校の宿題や日本語を教える事業を実施する。

- ・ホームステイ・ホームビジット事業（５６千円）**受託事業**

【内容】外国人留学生等を家庭に受入れ、日本の生活や文化を体験してもらい日本人市民と交流するホームステイ・ホームビジットを大学等と連携して実施する。

- ・ウクライナ避難民に対する日本語学習支援事業（３６３千円）

【内容】ウクライナ避難民を対象に基本的な日本語学習を支援する。

（２）多文化交流事業

- ・多文化交流「場所づくり」事業（１，１７２千円）**受託事業**

【内容】多文化交流プラザ内のワイワイサークル等において、各国・地域の文化や言語を紹介するなど、交流・学び・活動の場を提供するイベントを企画・実施する。

また、気軽に各国・地域の文化に触れることができるよう、ワイワイサークルに外国語新聞、各国・地域を紹介する図書、資料等を設置するとともに、多文化共生推進や国際交流に係る団体等のワイワイサークルの利用促進を図る。

加えて、多文化交流プラザのカウンターに外国文化を紹介する展示を行い、展示内容は２か月に１回程度変更するものとする。

- ・多文化交流イベント事業（４１９千円）**受託事業**

【内容】市内で活動する国際交流・多文化共生・国際協力の活動に取り組む団体、大学、学校等と連携し、外国文化の紹介や体験等をするイベントを開催する。併せて、国際交流団体等の活動紹介など国際交流・多文化共生・国際協力に関する展示等を行う。

また、市民への多文化共生の啓発を図るため、シンポジウム等を開催する。

- ・多文化交流促進事業（１３４千円）

【内容】国際交流・多文化共生の促進を目的として、日本人市民と外国人市民の交流事業を実施する。

（３）ボランティア育成事業

- ・ボランティア活躍事業・日本語教育人材育成事業（４５３千円）**受託事業**

【内容】「やさしい日本語」の普及を図るため、「やさしい日本語」に関する講座を１回開催する。また、日本語教育人材の育成を図るため、「日本語学習支援」に関する講座を３回以上開催する。そのうち１回は基礎的な内容、１回は実践的な内容、１回は外国にルーツを持つ子どもを対象とした学習支援の内容とする。加えて、大規模災害発生時に外国人を支援するボランティアを養成

する講座等を1回以上実施する。

(4) 外国人との協働事業

- ・ 日本社会に関する学習支援事業（754千円）**受託事業**

【内容】地域コミュニティ、学校、企業、警察等の関係機関との連携のもと、外国人市民が日本社会のルールを学ぶ体験型の講座やイベントを実施する。

- ・ 外国人市民の意見聴取事業（116千円）**受託事業**

【内容】多文化共生推進施策を展開する上で、多様な文化や考え方を背景とした外国人市民からの意見が市政に反映されるよう、外国人市民等による会議等を開催し、意見の聴取、集約及び分析を行う。

- ・ 「多文化共生人材バンク」活用事業（45千円）**受託事業**

【内容】市内で活躍する外国人市民や、多文化共生を推進する日本人市民を「多文化共生人材バンク」として登録し、企業、学校、コミュニティ等が実施する多文化共生推進に資するイベント及び講座等へ人材を派遣する。

4 民間活動支援・連携事業（1,408千円）

市民及び各種団体が実施する国際交流、国際協力又は多文化共生推進活動に対し、事業予算に応じて助成金を交付するほか、必要に応じて企画及び実施を支援する。

- ・ 「草の根交流助成事業」（1,004千円）

【内容】市民及び各種団体が実施する国際交流、国際協力又は多文化共生推進活動に対し、事業予算に応じて上限250千円の助成金を交付するほか、必要に応じて企画及び実施を支援する。

- ・ 日本語ボランティア教室との連携事業（404千円）

【内容】日本語ボランティア教室との連携を強化するとともに、各ボランティア団体が行う活動に対し補助金を交付する。